

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日又は  
土曜日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 教育職員の免許状の授与  
生活保護法による医療機関の指定  
種畜証明書を交付した旨の通報  
解除予定の保安林にする旨の通知  
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催  
土地の用途廃止  
道路の位置の指定
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◇ 公 告 猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
幼稚園助教諭免許状	昭四二幼助第三号	山木 惠美	鳥取県
"	第四号	太田 やよい	"
"	第五号	名越 悦子	"
"	第六号	由沢 寿子	"
"	第七号	前田 美範	"
高等学校助教諭免許状	昭四二高助第七号	浜野 正幸	鳥根 県
"	第八号	清山 馨	鳥取 県
"	第九号	戸田 由喜江	"
"	第一〇号	西山 幸宏	"
"	第一一号	安達 邦利	"

指定年月日	昭和四十二年八月二十五日	名	井上齒科診療所	称	八頭郡那家町那家	所在地	八頭郡那家町那家三十九	診療科名	齒科	開設者名	井上陽之助
-------	--------------	---	---------	---	----------	-----	-------------	------	----	------	-------

鳥取県告示第五百三十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八條第一項の規定に基づき、同法第四條第一項第一号の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八條第二項の規定により告示する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	昭四二神奈川九第 四号	名	ボンドへ イグア ンブル グア ン グ ル 種	前	品種	生年月日	四〇、 一三	地	カナ ダ	父	グ レ ー ウ ユ ス ク リ ス ク ロ	母	プ ツ シ ニ メ イ エ ツ ダ	級別	三級	飼養者の住所及び氏名	鳥取県東伯 郡赤高町 鳥取県種畜 場
---------	----------------	---	--	---	----	------	-----------	---	---------	---	---	---	---	----	----	------------	-----------------------------

鳥取県告示第五百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡東郷町大字埴見字榎ノ木谷四七四の四、四七四の一、四七四の二、四七四の三五、大字別所字樺ヶ谷二一六の一、字木挽谷九七八の一、字塔ヶ平九九一、字駄返し一〇三七、大字方面字竜名二一一、大字川上字波子谷二一五の一（以上十筆について次の図

に示す部分に限る。）

(一) 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

(二) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市栗尾字家ノ下北平三九九の八(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市大畑字寺谷六四八の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第四十六條第一項の規定により告示する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時 昭和四十二年九月八日午後一時

二 場所 東伯郡三朝町三朝

三朝町役場会議室

三 案件 三朝(仮称)鳥獣保護区の設定について

四 公聴会開催に関する問合わせ先 鳥取県農林部造林課

鳥取県告示第五百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年八月四日から用途廃止した。  
昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積	用 途
米子市西福原字西原恵水西五六番八地先から四六三番一地先まで及び五四四番三地先	一〇六・八八	道路敷
五二五番一、二地先	一六・一三	水路敷
字西原堂ノ東三三〇番一、二地先から三三二番三、四地先まで	五二・九六	道路敷
三三二番地先	二三・七六	"

鳥取県告示第五百三十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年八月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。その関係図面は、鳥取県土

本部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市今町二丁目三三六二 荒井 昇	鳥取市行徳字鳥羽屋田西 一〇一番地四 一一五番地二 一一五番地一三 一一五番地四 一〇八番地三	幅員 四メートル 全長 九二メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

昭和四十二年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一日時 昭和四十二年八月十七日午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取海区漁業調整委員会委員の補欠選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百号）第四百条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年八月二十四日午前九時三十分から

米子市糺町 米子警察署 会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 米子市日の出町 奥村組飯場 有井班 小 松 友 勝
- 2 米子市錦町一丁目一六六 兵 主 勝 信
- 3 米子市富士見町一丁目八〇 北 垣 友 行
- 4 米子市富益九八〇 吉 岡 広 美
- 5 米子市陰田四七五 井 上 忠 郎
- 6 米子市東福原四八六 遠 藤 史 郎
- 7 米子市車尾一五〇〇 西 尾 利 通
- 8 米子市夜見二四〇三 坂 根 利 亮
- 9 米子市葭津五五五 山 口 淳 郎
- 10 西伯郡淀江町大字淀江五二七の一 野 坂 利 吉
- 11 西伯郡淀江町大字今津二五一 金 本 武 吉
- 12 西伯郡淀江町大字小波九一五 永 田 仲 吉
- 13 西伯郡西伯町大字鴨部一三六一 内 田 和 男
- 14 西伯郡名和町大字御米屋八一の一 塩 谷 武 敏
- 15 西伯郡大山町大字国信三九九 森 田 福 三 郎
- 16 東伯郡東伯町大字徳万一四八の三 中 本 正 昭

- 17 東伯郡東伯町大字逢東五九三の一〇 松 下 一 夫
- 18 東伯郡東伯町大字徳万五九七の八 浜 口 正 正
- 19 東伯郡大栄町大字大谷一三二九 杉 川 政 広
- 20 西伯郡中山町大字下市四一 新 開 利 之
- 21 日野郡溝口町大字溝口七四〇 本 川 芳 昭
- 22 西伯郡岸本町大字大殿一八二八 杉 原 治 昭
- 23 境港市末広町一九 林 原 彦 彦
- 24 境港市渡一二九四の一 渡 辺 秀 雄
- 25 境港市浜一六 渡 辺 卓 哉
- 26 日野郡溝口町大字溝口七三四 清 水 秀 磨
- 27 米子市両三柳四四四四 銅 山 一 男
- 28 東伯郡東伯町大字保 横山アパート内 石 川 高 義
- 29 米子市二本木四六三 高 塚 利 光
- 30 米子市旗ヶ崎六〇〇の一 細田アパート 綿 村 利 光

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和35年法律第6号）第5条の3第1項の規定により銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和42年8月15日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日	時	場	所	受 講 対 象 者
昭和42年9月4日	午後1時から午後5時まで	米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者	

昭和42年9月8日午後5時まで	倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和42年9月11日午後1時から午後5時まで	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、那家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間  
 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印鑑